

2019年度 子ども芸術文化活動支援事業 助成金交付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 富山県文化振興財団 理事長 殿

住 所 (所在地) 〒

主催者名

団体名又は氏名 (代表者名)

印

下記の活動を行いたいので、子ども芸術文化活動支援事業応募要項に基づき、助成金の交付を申請します。

ふりがな)					
① 事業名					
事業の目的及び内容	(開催会場)				
	(開催日時)				
	年 月 日 ()	開演時間	時 分	終演予定時間	時 分
	年 月 日 ()	開演時間	時 分	終演予定時間	時 分
	(事業目的) 該当する事業目的を、○で囲んでください。両方に該当する場合は、両方に願います。				
子どもの鑑賞機会 子どもの発表機会 *上記の事業目的のいずれかに該当しない事業は応募できません。					
(事業企画の経緯) (簡潔に記入してください。)					
(事業内容) (下記の項目について、簡潔に記入してください。)(出演者等予定・未定の場合は、その旨記入してください。)					
①出演者					
②演目 (曲目)					
③事業目的を達成するための工夫点 (事業の特色など)					
④全県的又は広域的な参加者を見込む工夫点					
⑤その他特記事項					
(継続事業は、これまでの実施回数及び主な実施会場)					
回					
共催者名・後援者名 協賛者名					
担 当 者 氏 名		電話	(嫌)	F A X	
		(時間外連絡先))	E-mail	
※添付資料として公演チラシ・ポスター等内容の分かる資料 (未作成の場合は、類するもの) を提出してください。				整理番号	

②収支予算内訳（収入の総額（イ）＋（ロ）と支出の総額（A）＋（B）は同額となります。予算額は千円未満は切り捨てとなります。）

（収入）

区分	内 訳	予 算 額
	円	千円
入 場 料 収 入		
そ の 他 の 収 入	[共催者負担金]	
	[県以外の補助金・助成金]	
	[寄付金・協賛金]	
	[プログラム等売上収入]	
	[広告料・その他収入]	
小 計 (イ)		
自 己 負 担 金 (ロ)		
総 額(イ)+(ロ)		

（支出）

		団体名又は氏名		
項 目	内 訳	予 算 額		
	円	千円		
助 成 対 象 経 費 (A)	出演料・会場等借上料			
	音楽・文芸費			
	設営・舞台費			
	謝金・旅費・通信費			
	広報・印刷費			
	記録費			
	保険料			
	企画制作費			
	小 計 (A)			
	助成対象外経費 (B)			
総 額 (A) + (B)				

③助成を受けようとする額

助成対象経費(A)の 1/2
又は助成対象経費(A)から
収入(イ)を控除した額の
いずれか低い金額を 記
入してください。

千円

整理番号

2019年度 子ども芸術文化活動支援事業 助成金申請書

チェックシート

※各項目について、□欄にチェックのうえ、提出書類に不備等のないことを確認してください。

● 交付申請書について

- 団体名又は氏名に記載のある方が主催者ですか。
- 開催日時・開催会場を具体的に記入しましたか。
- 企画の経緯及び事業内容について、簡潔にもれなく記入しましたか。
- 継続事業は、これまでの実施回数及び主な実施会場について記入しましたか。
- 公演に関する資料は添付しましたか。

● 収支予算内訳について

(収入) の欄について

- 予算額は千円未満を切り捨てましたか。
- 自己負担金の内訳にその調達方法を記入しましたか。
- 収入の総額 (イ) + (ロ) と支出の総額 (A) + (B) は同じ額になっていますか。

(支出) の欄について

- 助成対象経費、助成対象外経費 (下記の経費) の区分は適正ですか。

(注) 助成対象外経費とは・・・

事務所等維持費 (電話代、備品購入費、プリンタートナー等)、交際費・接待費 (記念品代等)、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、その他飲食関係費 (公演当日の弁当及びケータリングは除く)、事業実施者自身が請求者となっている経費、振込手数料など。

- 内訳欄は、応募要項の別表を参考にしながら、使途が解るように具体的に記入しましたか。

● 助成を受けようとする額について

- 助成金の額について、算定式「助成対象経費 (A) の $1/2$ 又は助成対象経費 (A) から収入 (イ) を控除した額のいずれか低い金額」により算定しましたか。ただし、20万円が上限です。

- 千円未満を切り捨てましたか。

* 交付内定額は予算の範囲内で算定されますので、助成を受けようとする額 (要望額) すべてを満たすとは限りません。

* 申請が採用された事業の最終的な交付決定額は、交付内定額の範囲内となります。活動実績により収入・支出が変動することから、交付決定額は、改めて算定式により算定することとなります。

● その他

- 控えとして、提出物の写しはとられましたか。必ず保管してください。